

各戸配付

＜第58号＞
令和2年6月発行
陸前高田市復興局

ニュース⑤被災者の住宅再建にかかる支援制度のお知らせ

住宅再建に係る支援制度について、お知らせします。
再建方法により利用できる制度が異なります。申請漏れのないよう確認をお願いします。
ご不明な点は、被災者支援室までお問い合わせください。

支援制度		再建方法	土地区画 整理事業	防集	自力 再建	公営 住宅	賃貸 住宅	補修	申請期限	担当課	
被災者 生活再建支援金 (加算支援金)	被災時 1人世帯	150万円	150万円	150万円	-	-	37.5万円	75万円	R3.4.10	被災者 支援室	
	被災時 2人以上世帯	200万円	200万円	200万円	-	-	50万円	100万円			
被災者 住宅再建支援 事業費補助金	被災時 1人世帯	150万円	150万円	150万円	-	-	-	-	R3.3.31		
	被災時 2人以上世帯	200万円	200万円	200万円	-	-	-	-			
復興住宅 新築等支援 事業補助金	バリアフリー 対応住宅	(最大) 90万円	(最大) 90万円	(最大) 90万円	-	-	-	-	R3.3.31		
	県産材 使用住宅	(最大) 40万円	(最大) 40万円	(最大) 40万円	-	-	-	-			
地域材利用促進 事業費補助金	気仙産材 使用住宅	(最大) 50万円	(最大) 50万円	(最大) 50万円	-	-	-	-	-		農林課
岩手県被災家屋等 太陽光発電導入費補助金		(最大) 19.9万円	(最大) 19.9万円	(最大) 19.9万円	-	-	-	(最大) 19.9万円	R3.3.10 (※1)		岩手県環境 生活企画室
新エネルギー設備導入促進事業 (太陽光、木質バイオマス等)		(最大) 10万円 (商品券)	(最大) 10万円 (商品券)	(最大) 10万円 (商品券)	-	-	-	(最大) 10万円 (商品券)	R3.3.31 (※1)		まちづくり 推進課
住宅再建 敷地造成支援事業補助金		-	-	(最大) 50万円	-	-	-	-	R3.3.31		被災者 支援室
住宅再建等 水道工事費補助金		-	-	(最大) 200万円	-	-	-	-	R3.3.31		
住宅再建 道路工事支援事業補助金		-	-	(最大) 300万円	-	-	-	-	R3.3.31	建設課	
浄化槽設置 整備事業補助金 (下水道区域外)	5人槽	-	53.2万円	53.2万円	-	-	-	53.2万円	R3.3.31	都市 計画課	
	7人槽	-	68.1万円	68.1万円	-	-	-	68.1万円			
	10人槽	-	88.8万円	88.8万円	-	-	-	88.8万円			
住宅再建等排水設備設置 工事支援金(下水道区域内)		4万円	4万円	4万円	-	-	-	4万円	R3.3.31		
被災宅地復旧工事費補助金 (工事費の1/2以内)		-	-	(最大) 200万円	-	-	-	(最大) 200万円	R3.3.31		
被災住宅 補修等工事費 補助金 (工事費の 1/2以内)	半壊	-	-	-	-	-	-	(最大) 52万円	R3.3.31	被災者 支援室	
	一部損壊	-	-	-	-	-	-	(最大) 30万円			
	耐震改修	-	-	-	-	-	-	(最大) 60万円			
	バリアフリー 改修	-	-	-	-	-	-	(最大) 60万円			
	県産材 使用改修	-	-	-	-	-	-	(最大) 20万円			
住まいるリフォーム 支援事業		自己負担額 50万以上の補修 工事費の1/5以内	-	-	-	-	-	(最大) 30万円 (商品券)	R3.3.31	建設課	
住まいの復興給付金 (※2)		(最大) 149.6万円	(最大) 149.6万円	(最大) 149.6万円	-	-	-	り災状況等 に応じて	R4.12.31	住まいの復興 給付金事務局	
利子補給	建物	(最大) 250万円	(最大) 465万円	(最大) 250万円	-	-	-	当初 5年分	防集 R2.7.31 その他 R3.3.31	被災者 支援室	
	土地	-	(最大) 206万円	-	-	-	-	-			
	造成	-	(最大) 60.8万円	-	-	-	-	-			
	既往 (被災住宅のローン)	(最大) 5年分	(最大) 5年分	(最大) 5年分	-	-	-	-			
住宅移転支援事業補助金		(一律) 10万円 (市内)	(最大) 97.5万円 (※3)	(一律) 10万円 (市内)	(一律) 10万円 (市内)	(一律) 10万円 (市内)	(一律) 10万円 (市内)	(一律) 10万円 (市内)			

※1 延長される場合があります。
※2 R3.12.31までに引渡しを受けた住宅が対象です。引渡し後1年以内に申請してください。
※3 移転元地にある残存物の撤去費等に対する補助を含みます。

問い合わせ先 市民協働部被災者支援室 (内線135)

ニュース①高田地区・今泉地区土地区画整理事業地区内に住民票を移す方へ

住居の新築等により、住民票の住所を変更する方は、市民課での手続きの際、市街地整備課が発行する底地証明書をご持参ください。
底地証明書がないと、手続きに時間を要したり、正確な登録ができない場合があります。

問い合わせ先 復興局市街地整備課 (内線443、451)

ニュース②都市計画変更に関する説明会、都市計画変更案の縦覧を実施します。

高田地区・今泉地区の土地区画整理事業について、事業の進捗に伴い、都市計画の変更に関する説明会を開催します。また、都市計画案の縦覧及び意見書の受付を行います。

1 高田地区・今泉地区 土地区画整理事業の都市計画変更に関する説明会
◆ 日 時 令和2年6月30日(火) 午後6時30分～
◆ 会 場 陸前高田市役所 4号棟3階 第6会議室
◆ 説明内容 高田地区・今泉地区土地区画整理事業の施行区域の変更について
◆ 変更理由 公共施設等の詳細設計を行った結果、本事業の施行に必要な範囲が確定したため
2 高田地区・今泉地区 土地区画整理事業の都市計画変更案の縦覧
◆ 縦覧期間 令和2年7月3日(金) から7月16日(木) まで
時間 午前8時30分～午後5時15分
※土曜日、日曜日を除く(土日閉庁)
◆ 縦覧場所 陸前高田市役所 4号棟2階 市街地整備課

問い合わせ先 復興局市街地整備課 (内線443、451)

3 意見書の受付
◆ 意見書受付期間 令和2年7月3日(金) から7月16日(木) まで
◆ 意見書提出先 〒022-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5
陸前高田市役所 建設部都市計画課

問い合わせ先 建設部都市計画課 (内線302)

ニュース③被災した土地の買取を終了します。

市内浸水区域内において、防災集団移転促進事業により買収対象となる土地について買取契約を締結してまいりましたが、一部事業用地で取得する用地を除き買取期間が令和2年7月末で終了します。
万が一、契約までに時間を要する場合は、お早めに下記担当までご連絡ください。

相続が完了していない土地や、抵当権等が設定されている土地は、ただちに契約ができません。
お早めに相続登記や抵当権等の抹消を済ませましょう。
◆相続登記・・相続の権利者どうして協議し、相続人を決定後、登記を行ってください。
ご不明な点は、法務局や司法書士等に相談しましょう。
◆抵当権等の抹消・・所有地に抵当権等が設定されている場合は、抹消に向けて金融機関と協議しましょう。

問い合わせ先 復興局復興推進課 (内線463)

◆編集・発行◆ 陸前高田市復興局復興推進課 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5 ☎0192-54-2111(内線461)

4

1

ニュース④ 高田松原運動公園の供用を開始しました。



◆ 利用時間及び休館日

○ 利用時間

- ・ 火曜日から土曜日 午前9時～午後9時
- ・ 日曜日 午前9時～午後5時

○ 休館日

- ・ 月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌平日）
- ・ 12月29日から1月3日まで

※ 上記の利用時間外での利用については、事前に総合交流センター（夢アリーナたかた）へご相談ください。

◆ 使用方法など

使用料は、原則として前納です。使用日までに、市総合交流センター受付窓口でお支払い願います。また、納入済の使用料は、申請者の都合によりキャンセルされた場合は返金できません。

施設の使用予約は、使用日の3か月前から受付けます。使用許可申請書を市ホームページからダウンロードまたは市総合交流センター受付窓口から受け取り、必要事項を記入し、市総合交流センター受付窓口へ提出してください。なお、使用料および施設の空き状況は、市ホームページで確認または電話にてお問い合わせください。

◆ 注意事項

- 高田松原運動公園内の一部で関連工事が継続中の場所があります。工事中的場所には入らないようお願いいたします。
- 使用後は、施設の清掃、グラウンド整備（簡易的なもの）および後片付けをし、ごみは各自でお持ち帰り願います。

問い合わせ先 市総合交流センター（夢アリーナたかた）（0192-22-8448）